

答 申 第 37 号

平成 23 年 3 月 3 日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会 長 鈴木 宏一

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 7 月 8 日付け H22 教学指第 642 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 52 号

「平成 22 年度仙台市標準学力検査実施に係る児童生徒の在籍者数等の報告中の次の文書

(1) 別紙 1

(2) 別紙 2 特別支援学級に在籍する児童生徒の受検者

(3) 別紙 3 通常学級に在籍する特別に配慮を要する児童生徒の受検について」

の一部開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 52 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立てに係る一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表「開示すべき部分」の欄に「○」を付した部分を非開示としたことは妥当でなく、開示すべきであるが、その他の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、別記の各公文書の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 22 年 6 月 3 日付けで一部開示決定をしたことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

異議申立ての理由について、申立人が異議申立書及び意見書により主張した内容は、概ね次のとおりである。

(1) 別記(1)の公文書について

本件開示請求の目的は、特別支援学級に在籍する児童生徒（以下「特別支援学級在籍児童等」という。）及び通常学級に在籍する特に配慮を要する児童生徒（以下「特に配慮を要する児童等」という。）の仙台市標準学力検査（以下「学力検査」という。）の全体的な受検状況を明らかにすることであり、個別の学校や児童生徒の受検状況を把握することではない。

実施機関は、特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の学力検査の受検の有無については条例第 7 条第 2 号に該当することを理由に非開示とした。しかし、各学校における特に配慮を要する児童等が誰であるかは不明であり、その受検の有無を開示したところで特定の個人が識別されることはないから、特に配慮を要する児童等の受検の有無は開示されるべきである。

また、実施機関には、仙台市立の各学校における特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の学力検査の受検に係る対応状況を説明する責任がある。実施機関は、別記(1)の公文書を提出した学校の学校名、学校番号、校長の氏名等を開示したが、学校を特定するこれらの情報を非開示にすれば問題はないのであるから、特別支援学級在籍児童等についても受検の有無の開示を求める。実施機関は、条例第 9 条に基づく公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

(2) 別記(2)及び別記(3)の公文書について

本件開示請求の目的は、特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の学年及び「受検する学年と教科」を明らかにすることであり、個別の児童生徒の受検状況を把握することではない。

実施機関は、別記(2)及び別記(3)の公文書について、学校名及び学校番号のほか特別支援学級在籍児童等又は特に配慮を要する児童等であって学力検査を受検する者の学年及び氏名を、それぞれ条

例第7条第2号に該当することを理由に非開示とした。しかし、氏名はもとより学校名等の学校を特定する情報を非開示とすれば、学年を開示しても特定の児童生徒を識別することはできないから、学年は条例第7条第2号に該当する情報ではない。

また、特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の学力検査受検の実態に係る情報は、これらの児童生徒に対する今後の教育活動を進める上での資料として共有することが重要である。実施機関は、これらの児童生徒の受検の実態を説明する義務があり、別記(2)及び別記(3)の公文書に記載されている学年について条例第9条に基づく公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

なお、実施機関は、別記(2)又は別記(3)の公文書に記載されている「特定の児童・生徒の国籍・言語の状況に関するメモ」についても非開示としたと説明している。しかし、別記(2)及び別記(3)の公文書にはそのような情報を記載すべき部分がなく、実施機関の説明は理解しがたい。

4 実施機関の説明

一部開示決定をした理由について、実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張した内容は、概ね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

① 学力検査の概要

仙台市においては、児童生徒の学力の現状や課題を全市的な規模で的確かつ客観的に把握・分析することにより学力向上に関する教育施策等の成果と課題を検証し、効果的な改善を図ること等を目的として、仙台市立の小学校、中学校及び中等教育学校（以下「市立小学校等」という。）に在籍する小学2年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、独自に学力検査を実施している。

平成22年度の学力検査は、平成22年4月14日に一斉に実施することを原則としたが、学校行事等によりその日に実施できない市立小学校等については、その日を含む週のいずれかの日に実施することも可とした。受検者は、原則として対象となる児童生徒全員とし、検査問題は、児童生徒の在籍する学年に応じて実施機関が定めたものを使用することを原則としたが、特別支援学級在籍児童等については、保護者と協議の上で受検の有無、受検する教科及び使用する検査問題を決定することとした。また、通常学級に在籍する児童生徒の中に、その言語の状況等により受検に際し特に配慮を要する者もあり、このような児童生徒についても、保護者と協議の上で受検の有無、受検する教科及び使用する検査問題を決定することも可とした。

なお、特に配慮を要する児童等の受検に際しては、各市立小学校等において他の児童生徒とは別の教室で受検させたり、検査時間を延長したりする等の一定の配慮をしながら実施した。

② 本件対象公文書の内容

実施機関は、検査問題を準備する都合上、市立小学校等に対し、学力検査の実施日、特別支援学級在籍児童等の受検予定等について、あらかじめ、一定の様式により報告するよう求めた。本件異議申立てに係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、その報告のために市立小学校等から提出されたものであり、その内容は次のとおりである。

別記(1)に対応する公文書（以下、単に「別記(1)」という。）は、市立小学校等に求めた報告のうちの別紙1であり、提出校の学校名、学校番号、校長の氏名及び提出年月日のほか、当該校に

おける学力検査の実施日、平成22年4月8日時点における通常学級の学級数及び在籍児童生徒数の見込み、小学校社会科5学年選択問題の種類(小学5年生が使用する検査問題は選択制とし、学校ごとに3種の単元のうち1単元を選択することとしていた。)並びに特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の受検の有無を記載して実施機関に提出されたものである。分校2校について学力検査を実施しないことが電話連絡により確認でき、また分校1校につき本校分の集計に含めて本校から提出されたものがあるため、別記(1)の件数は、それら3分校を除いた学校数に対応する190件である。

別記(2)に対応する公文書(以下、単に「別記(2)」という。)は、市立小学校等に求めた報告のうちの別紙2「特別支援学級に在籍する児童生徒の受検について」であり、別記(3)に対応する公文書(以下、単に「別記(3)」という。)は、市立小学校等に求めた報告のうちの別紙3「通常学級に在籍する特に配慮を要する児童生徒の受検について」である。別記(2)は特別支援学級在籍児童等について、別記(3)は特に配慮を要する児童等について、それぞれ提出校の学校名及び学校番号のほか、学力検査を受検する児童生徒の氏名及び学年並びに受検する教科及び使用する検査問題の対象学年を記載して提出されたものである。別記(1)で受検の有無につき「有」と記載した学校からの提出を想定していたが、実際には、受検の有無につき「無」と記載した学校から提出されたものもある。また、いったん提出をし、後日、訂正したものを再提出する学校もあり、本件開示請求時点において実施機関が保有していたものは、訂正前の文書であっても開示対象文書とした。公文書の件数は、別記(2)は113件、別記(3)は30件である。

(2) 別記(1)の一部非開示理由について

別記(1)に記載された情報のうち、特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の受検の有無に係る情報を非開示とした理由は、次のとおりである。

実施機関は、別記(1)中の学校名、学校番号、校長の氏名、通常学級の学級数及び在籍児童生徒数の見込み等の情報については非開示とすべき理由がなく、開示すべきであると判断した。一方、これら学校を特定する情報とあわせて特別支援学級在籍児童等の受検の有無を開示した場合は、公表している学校ごとの特別支援学級在籍児童等の人数に係る情報と照合することにより、特定の特別支援学級在籍児童等の受検の有無が明らかになるおそれがある。また、特に配慮を要する児童等の詳細は公表していないものの、特に配慮を要する児童等の受検に際しては別室で受検させる等の配慮がなされていること等により、当該校の関係者には周知の場合もあるから、学校ごとの受検の有無を明らかにすれば、特定の特に配慮を要する児童等の受検の有無が一部の関係者に推測されるおそれがある。したがって、「受検の有無」は条例第7条第2号に該当する情報である。

(3) 別記(2)及び別記(3)の一部非開示理由について

別記(2)及び別記(3)に記載された情報のうち、それらを提出した学校の学校番号及び学校名並びに学力検査を受検する児童生徒の氏名及び学年並びに特定の児童生徒の国籍・言語の状況等に関するメモに係る情報を非開示とした理由は、次のとおりである。

受検をする児童生徒の氏名が条例第7条第2号に該当することは明らかである。

また、学校番号及び学校名は、これらを開示すると学校が特定され、その結果、特定の児童生徒の学力検査受検の状況が推測されるおそれがある。すなわち、特別支援学級在籍児童等又は特に配

慮を要する児童等であつて学力検査を受検する者の数は概して少数であるため、特別支援学級の在籍状況や受検当日に特に配慮を要する児童等に対してなされた配慮の状況等を知る当該校の関係者により個別の児童生徒の受検の有無が推測されかねない。実施機関は、個人が識別されないという前提で受検する教科及び使用する検査問題の対象学年を開示したのであるが、関係者により個人が特定されることとなれば、当該児童生徒が使用する検査問題等まで把握されることになる。また、学年を開示した場合には、学年ごとの受検者の人数等から関係者により学校が特定されることにつながるおそれがあり、学校番号及び学校名を開示したと同様の結果となる。したがって、学校番号、学校名及び学年も条例第7条第2号に該当する情報である。

また、「特定の児童生徒の国籍・言語の状況に関するメモ」は、別記(2)及び別記(3)の様式の欄外に記載されている。それぞれ特定の児童生徒に固有の状況が記載されており、これを開示した場合には当該児童生徒が識別されるおそれがあるから条例第7条第2号に該当する情報である。

(4) 条例第9条に基づく公益上の理由による裁量的開示の必要性について

実施機関は、本件開示請求において、条例第7条第2号に該当し、本来、非開示とされるべき情報を開示しなければならないとするまでの特別の公益上の必要があるとは考えていない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書の特定について

本件対象公文書は、平成22年4月に学力検査を実施するため、その準備の都合上、実施機関が各市立小学校等に提出を求めた報告書である。

条例第25条第1項の規定に基づき、実施機関に本件対象公文書の提示を求め、直接これを検分したところ、別記(1)については、学力検査を実施しないことが確認できた等の理由により提出を求めなかった3分校を除く全ての市立小学校等から提出されたものにつき一部開示決定がなされていることが認められた。別記(2)については、別記(1)で受検「有」と記載した学校から提出された105件のほか、「無」と記載した学校から提出された4件（うち2件は別記(1)で受検「無」としたが実は受検者がいる学校から提出されたものであり、他の2件は別記(2)の「受検する教科と学年」欄を全て「×」として提出されたものである。）及び本件開示請求時点で実施機関が保有していた訂正前の文書4件を合わせた113件について一部開示決定がなされており、別記(3)については、別記(1)で受検「有」と記載した学校から提出された28件（うち2件は別記(1)で受検「有」としたが実は受検者がいない学校から提出されたものであり、別記(3)の「受検する教科と学年」欄を全て「×」として提出されている。）のほか、本件開示請求時点で実施機関が保有していた訂正前の文書2件を合わせた30件について一部開示決定がなされていることが認められた。これらに係る実施機関の説明にも不合理な点はなく、実施機関の本件対象公文書の特定に係る判断は妥当であると認められる。

以下、本件対象公文書の種別ごとに、一部開示決定の妥当性を検討する。

(2) 別記(1)の一部開示決定について

- ① 学校名等を非開示とした上で特別支援学級在籍児童等の受検の有無を開示することについて
学校名等の学校を特定する情報を非開示とすれば問題はないとして特別支援学級在籍児童等

の受検の有無を開示するよう求める申立人の主張は、実施機関の行った一部開示決定を取り消し、学校名等を非開示とし、特別支援学級在籍児童等の受検の有無を開示するという新たな一部開示決定をするよう求める趣旨のようにも解することができるので、まず、その当否について検討する。

なるほど、別記(1)中の受検の有無に係る情報は、「有」又は「無」のいずれかに「○」が付されているというに過ぎず、学校名等の情報を非開示とすれば「有」又は「無」とした学校数が判明するだけで、特定の個人が識別されることはない。申立人が主張する本件開示請求の意図からすれば、そのような決定をすることは開示請求の趣旨により即したものと言えるかも知れない。

しかしながら、申立人は、すでに学校名等が開示された別記(1)の一部開示を受け、その写しを入手している。この段階で、改めて学校名等を非開示とし、受検の有無を開示する決定をなすすれば、申立人は別記(1)の全部の開示を受けたのと同様の結果となり、当審査会としては、それが妥当な結果であるようには思われない。また、本件開示請求における開示請求書の「請求する公文書の名称又は内容」の欄には、別記と同様の記載がなされるにとどまり、本件異議申立てにおいて申立人が主張するような請求意図を明確に把握できる程度の記載がなされているわけでもない。そうであれば、本件開示請求を受け、学校名等の情報を開示し、特別支援学級在籍児童等の受検の有無を非開示とした実施機関の決定が本件開示請求の趣旨に反する不当な決定であったとも言えない。それらを考え合わせると、本件においては、実施機関の行った一部開示決定を取り消し、学校名等を非開示とし、特別支援学級在籍児童等の受検の有無を開示する新たな一部開示決定を行う必要があるとまで認めることはできない。

② 別記(1)の一部開示決定の妥当性について

次に、実施機関の行った一部開示決定の妥当性について検討する。

当審査会が検分したところ、別記(1)について実施機関が非開示としたのは、特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の学力検査の受検の有無に係る情報のみである。

ア 特別支援学級在籍児童等の受検の有無を非開示としたことについて

実施機関は、すでに開示した学校名等の情報とあわせて特別支援学級在籍児童等の受検の有無を開示すると、公表している学校ごとの特別支援学級在籍児童等の人数に係る情報と照合することにより、特定の児童生徒の受検の有無が明らかになるおそれがあると主張する。

当審査会において確認したところ、各市立小学校等の特別支援学級在籍児童等の人数は仙台市ホームページに掲載されるなど、広く公表されている情報である。学校ごとの受検の有無を開示した場合は、この公表された学校ごとの児童等の人数と照合することにより、たとえば、在籍児童生徒数が1名である学校については必ずその児童生徒の受検の有無が明らかになり、在籍児童生徒が複数の場合であっても、受検「無」との記載がある学校については、当該校の特別支援学級在籍児童等の全員が受検しないことが明らかになるというべきである。特別支援学級在籍児童等の受検の有無は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報として条例第7条第2号本文に該当し、また同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められるから、実施機関がこれを非開示としたことは妥当である。

イ 特に配慮を要する児童等の受検の有無を非開示としたことについて

申立人は、特に配慮を要する児童等の詳細は不明であり、受検の有無を開示したところで特定の個人を識別できないと主張しているため、この点について検討する。

実施機関に確認したところ、特に配慮を要する児童等は学力検査の受検に際し配慮を要する児童生徒であり、その人数等は学力検査の準備以外に使用しない情報であるから、公表していないとのことである。しかし、各市立小学校等においては、特に配慮を要する児童等の受検に際して別室で受検させる等の配慮がなされており、当該校の関係者においては、その具体的な状況を把握している場合もあり得る。一方、別記(3)を提出した各学校の特に配慮を要する児童等の人数は、別記(3)のすでに開示された情報から把握することが可能であり、これと各学校の関係者が知り得ている受検当日の別室受検等の状況に係る情報とを照合することにより、学校を特定し、さらに特定の児童生徒を識別できる場合があることは否定できない。そして別記(3)は、基本的には別記(1)で受検の有無につき「有」とした学校から提出されるものであり、実施機関はすでに別記(1)で学校名等を開示しているから、さらに受検の有無を開示すれば、別記(3)の提出校が限定され、特定の児童生徒の識別がより容易になると言うべきである。また、別記(3)のすでに開示された情報から特に配慮を要する児童等が使用する検査問題の把握も可能である。当審査会が検分したところ、特に配慮を要する児童等の中には、その在籍する学年を対象に作成された検査問題とは異なるものを使用する例も見受けられた。別記(1)で受検の有無を開示することにより、特定の児童生徒を必ず識別できるとまでは言えないとしても、自分が受検する検査問題の対象学年まで他人に推測され、又は詮索をされたくないと思うのが通常であると思われるから、特に配慮を要する児童等の受検の有無は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、また条例第7条第2号ただし書きのいずれにも該当しないと認められるから、実施機関がこれを非開示としたことは妥当である。

(3) 別記(2)及び別記(3)の一部開示決定について

当審査会が検分したところ、別記(2)及び別記(3)について実施機関が非開示とした情報は、別表に掲げるとおりである。そのうち特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の氏名が条例第7条第2号に該当することは明らかであるから、それ以外の部分について、以下、順に検討する。

① 提出した学校の学校番号及び学校名について

別記(2)の学校番号及び学校名を開示すれば、別記(2)のすでに開示された情報から把握できる児童生徒数と公表されている特別支援学級在籍児童等の人数とを照合することにより、特定の特別支援学級在籍児童等の受検教科や使用する検査問題まで識別できる場合がある。したがって、別記(2)の学校番号及び学校名は条例第7条第2号本文に該当し、また同号ただし書きのいずれにも該当しないから、実施機関がこれらを非開示としたことは妥当である。また、別記(3)の学校番号及び学校名を開示すれば、別記(3)を提出した学校が特定され、別記(3)のすでに開示された情報から把握できる児童生徒数と当該校の関係者が知り得ている受検当日の別室受検等の状況に係る情報とを照合することにより、特定の児童生徒を識別できる場合があることは否定できない。また、別記(3)の情報から児童生徒が使用する検査問題の把握も可能であるから、上記5(2)②イで述べたところと同様に、別記(3)の学校番号及び学校名を開示することにより特定の児童生徒を必ず

識別できるとまでは言えないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるのであり、実施機関がこれらを非開示としたことは妥当である。

② 受検をする特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の学年について

ア 別記(2)の特別支援学級在籍児童等の学年について

実施機関によれば、特別支援学級の学年別在籍児童生徒数は、一部の学校がホームページ等で公表しており、また公表していない学校も照会に応じて回答する取り扱いとしているとのことであり、特別支援学級の学年別在籍児童生徒数は、一般に入手可能な情報であると認められる。そして、学校ごとの特別支援学級在籍児童等の学年別在籍者数には大きな相違があるため、学年別在籍児童生徒数は、それにより学校を特定し得るという特別の意味を有する情報でもある。別記(2)で学年を開示すると、当該校において学力検査を受検する特別支援学級在籍児童等の学年別構成が明らかになり、これを照会等により入手した学年別在籍児童生徒数と照合することにより、学校を特定できる場合がある。たとえば、特定された学校のある学年の在籍者が1人である場合は、当該児童生徒の受検状況が必ず識別されることになるから、別記(2)の学年は条例第7条第2号本文に該当すると認められ、また同号ただし書きのいずれにも該当しないから、実施機関がこれを非開示としたことは妥当である。

イ 別記(3)の特に配慮を要する児童等の学年について

別記(3)の学年を開示すれば、別記(3)を提出した学校の特に配慮を要する児童等の学年別の人数が判明する。これと各学校の関係者が知り得ている受検当日の別室受検等の状況に係る情報とを照合することにより、学校を特定し、ひいては特定の児童生徒を識別できる場合があることは否定できない。また、別記(3)の情報から児童生徒が使用する検査問題の把握も可能であるから、上記5(2)②イで述べたところと同様に、別記(3)の学年を開示することにより特定の児童生徒が必ず識別できるとまでは言えないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるのであり、実施機関が学年を非開示としたことは妥当である。

③ 「特定の児童生徒の国籍、言語の状況等に関するメモ」について

実施機関は、このようなメモが別記(2)又は別記(3)に記載されていると説明するが、当審査会が検分したところ、別記(2)にこのようなメモはなく、別記(3)の一部の様式欄外にこのようなメモの記載があることが認められた。メモの内容は、一部の特に配慮を要する児童等について、その国籍、言語能力の程度等を具体的に説明したものである。検分の結果、このような児童生徒は極めて少数であり、当該メモの内容を開示した場合には、その具体的な記載内容とあいまって、一部関係者には特定の児童生徒を識別できる場合があると認められる。あるいは、一般に特定の児童生徒を識別できるとまでは言えないとしても、当該メモの内容は国籍など機微にわたる情報であり、仮に特定の児童生徒が識別された場合は、当該児童生徒の権利利益が侵害されるおそれがあるから、実施機関が条例第7条第2号本文に該当するものとして非開示としたことは妥当である。

④ その他の非開示部分について

当審査会が検分したところ、実施機関が非開示とした部分には、ファクシミリにより提出された文書に手書きで受信日時を記載したメモ等も含まれていた。それらの内容は別表に掲げるとお

りであるが、これらの情報が条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するとはおよそ認められないから、実施機関がこれらの情報を非開示としたことは妥当でなく、開示すべきである。

(4) 条例第9条に基づく公益上の理由による裁量的開示の必要性について

いわゆる裁量的開示は、条例第7条第2号から第6号までに規定する非開示情報であっても、開示することについて非開示による利益に優越する公益上の理由があると特に認められる場合に、実施機関の高度の行政的判断により開示する制度である。実施機関が非開示とした情報は、ファクシミリの受信日時に係るメモ等を除き、それぞれ条例第7条第2号に該当し、非開示とされるべき情報である。申立人は、特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の学力検査受検の状況に係る情報は今後の教育活動を進める上で重要な資料であり、共有する必要があるなどとして裁量的開示を求めるが、その主張は抽象的で、これら非開示情報を開示した場合に得られる具体的な利益がいかなるものか判然とせず、したがって、これらの情報を非開示とすることにより保護される個人の利益を上回るとは認められないから、実施機関が裁量的開示を行わなかったことが条例に反するものであったとは言えない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別表

公文書の区分	実施機関が非開示とした部分	開示すべき部分
別記(1)	特別支援学級在籍児童等及び特に配慮を要する児童等の受検の有無	
別記(2)	提出した学校の「学校番号」及び「学校名」	
	受検をする特別支援学級在籍児童等の「学年」及び「氏名」	
	いったん提出後、訂正したものが改めて提出されたため、改めて提出されたものであることの印として手書きで記載された「新」の文字	○
	ファクシミリにより提出されたものに手書きで受信日時を記載したメモ	○
別記(3)	提出した学校の「学校番号」及び「学校名」	
	受検をする特に配慮を要する児童等の「学年」及び「氏名」	
	特に配慮を要する児童等の状況を説明するために記載された、特定の児童生徒の国籍、言語の状況等に関するメモ	
	「学年」欄の左に手書きで記載された「○」の記号	○
	ファクシミリにより提出されたものに手書きで受信日時を記載したメモ	○

別記

平成 22 年度仙台市標準学力検査実施に係る児童生徒の在籍者数等の報告中の次の文書

- (1) 別紙 1
- (2) 別紙 2 特別支援学級に在籍する児童生徒の受検について
- (3) 別紙 3 通常学級に在籍する特に指導の配慮を要する児童生徒の受検について

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 52 号)

年 月 日	内 容
平成 22. 7. 8	・ 諮問を受けた
22. 7. 23	・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から理由説明書を受理した
22. 8. 9	・ 申立人から意見書を受理した
22. 9. 10 (平成 22 年度第 3 回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
22. 11. 4 (平成 22 年度第 4 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
22. 12. 9 (平成 22 年度第 5 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 1. 17 (平成 22 年度第 6 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 2. 18 (平成 22 年度第 7 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った